

「道の駅」の設置主体の民間拡大（「道の駅」登録・案内要綱の特例）

○ 現行：「道の駅」登録・案内要綱（道路局長通達）

設置者：市町村又はそれに代わり得る公的な団体

○ 国家戦略特別区域における特例（案）（道路局長通達）

国家戦略特別区域において、民間事業者が「道の駅」の設置者となる場合の「道の駅」登録・案内要綱を制定

国家戦略特別区域における特例（案）の内容

区域計画の前提条件

- 民間事業者は、市町村長と「道の駅」の機能維持等に関する協定を締結すること。
- 民間事業者は、道路管理者から道路法第24条※に基づく承認を得ること。
- 市町村長は、道路管理者から「道の駅」として案内するにふさわしいものであるとする推薦を得ること。

内閣総理大臣
による認定

関係行政機関の長
(国土交通大臣)
の同意

「道の駅」設置者の特例

- 市町村長は、民間事業者が設置する施設を「道の駅」として登録申請することができる。

■ 民間事業者が設置する施設

- ・道路利用者に安全で快適な道路交通環境を提供し地域の振興に寄与することを目的とした施設。
- ・民間事業者のノウハウを活かして、駐車場、便所、休憩施設、情報提供施設を含む全ての施設を設置。

特区要綱の当面の運用方針（案）（別途通達）

※ 道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路管理者以外の者は、…道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。（略）

特区要綱（案）〔抜粋〕

<設置者>

- 道路利用者に安全で快適な道路交通環境を提供し地域の振興に寄与することを目的とした施設として、民間事業者が「道の駅」を構成する施設を設置する場合、「道の駅」の設置者（以下「道の駅」の設置者である民間事業者を単に「民間事業者」という。）として扱うことができる。ただし、同施設の所在地の市町村（以下「市町村」という。）の長（以下「市町村長」という。）と、あらかじめ「道の駅」の機能維持等に関する協定を締結しなければならない。

特区要綱の当面の運用方針（案）〔抜粋〕

<設置者>

- 「道の駅」の機能維持等に関する協定とは、民間事業者が以下の①から⑥の内容について市町村長に確約するものでなければならない。
 - ① 「道の駅」の管理及び運営について、「道の駅」として必要なサービスを確保するための措置を講ずること。また、サービス内容については、市町村の同意を得たものに限る。
 - ② 「道の駅」として有すべき機能の維持及び改善等について責任を持って実施すること
 - ③ 「道の駅」の管理及び運営等の状況について、定期的かつ市町村の求めに応じて報告すること
 - ④ 災害等の緊急時には、「道の駅」を地域住民及び利用者の救助の観点で活用し、その他市町村の求めがある場合は、積極的に協力すること
 - ⑤ 福祉、防災、観光、文化、地域経済など当該地域の課題解決に向けた市町村の求めに対して積極的に協力すること
 - ⑥ 民間事業者の事由により、「道の駅」の事業継続が困難となる場合の取扱いに関すること
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の欠格事由に該当する民間事業者を「道の駅」の設置者とすることはできない。